

基 発 0 3 2 8 第 6 号
令 和 7 年 3 月 2 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法
の施行について」の一部改正について

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 137 号。以下「法」という。）については、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」（平成 27 年 3 月 18 日付け基発 0810 第 1 号。以下「通達」という。）により法の趣旨、内容及び施行に当たっての留意事項を示したところである。

今般、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 78 号）附則第 3 項に基づく高年齢者雇用確保措置の継続雇用制度に係る経過措置が令和 7 年 3 月 31 日に終了すること等に伴い、通達の一部を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日より適用することとしたので、了知の上、周知に遺漏なきを期されたい。

新旧対照表

○ 平成27年3月18日付け基発0810第1号「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前																																
様式第1号 第一種計画認定・変更申請書 労働局長殿 年 月 日 1 申請事業主 <table border="1"> <tr> <td>名称・氏名</td> <td>代表者職氏名 (法人の場合)</td> <td>電話番号 ()</td> </tr> <tr> <td>住所・所在地</td> <td colspan="2">平(-)</td> </tr> </table> 2 特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日 (1) 内容 <table border="1"> <tr> <td>業務の内容</td> <td>業務が行われる主な事業場の名称：()</td> </tr> <tr> <td>必要とする専門的知識等</td> <td> ☐博士の学位 ☐公認会計士 ☐要師 ☐歯科医師 ☐獣医師 ☐弁護士 ☐一級建築士 ☐税理士 ☐薬剤師 ☐社会保険労務士 ☐不動産鑑定士 ☐技術士 ☐弁理士 ☐ITストラテジスト又はシステムアナリストの資格試験に合格している者 ☐アクチュアリー資格試験に合格している者 ☐特許発明の発明者 ☐登録意匠の創作者 ☐登録品種の育成者 ☐農林水産業・鉱工業・機械・電気・土木・建築の技術者 ☐システムエンジニア ☐デザイナー ☐システムコンサルタント </td> </tr> </table> (2) 開始及び完了の日 <table border="1"> <tr> <th>開始の日</th> <th>完了の日</th> <th>特定有期業務の期間</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> 3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容 ☐教育訓練を受けるための有給休暇又は長期休暇の付与（労働基準法第39条の年次有給休暇を除く） ☐始業及び終業時刻の変更 ☐勤務時間の短縮 ☐その他能力の維持向上を自主的に図るための時間の確保に関する措置（学会参加を含む） ☐受講料などの金銭的援助 ☐その他職業能力開発を支援するための教育訓練に係る費用の助成 ☐教育訓練の実施（事業主以外の機関等の施設により行われる教育訓練の受講を含む） ☐職業能力検定の実施（他の事業主等が行う職業能力検定の受検を含む） ☐業務の遂行に必要な技能及び知識の内容等に関する情報の提供、相談の機会の確保その他の援助 () (記入上の注意) 1. 「2（1）内容」の「必要とする専門的知識等」の欄は、該当する専門的知識等の口をチェックして下さい。 2. 「3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口をチェックして下さい。 (添付書類) 1. 「3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料（例：職業能力開発計画、労働契約書の雛形、就業規則等） 2. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。	名称・氏名	代表者職氏名 (法人の場合)	電話番号 ()	住所・所在地	平(-)		業務の内容	業務が行われる主な事業場の名称：()	必要とする専門的知識等	☐ 博士の学位 ☐ 公認会計士 ☐ 要師 ☐ 歯科医師 ☐ 獣医師 ☐ 弁護士 ☐ 一級建築士 ☐ 税理士 ☐ 薬剤師 ☐ 社会保険労務士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 技術士 ☐ 弁理士 ☐ ITストラテジスト又はシステムアナリストの資格試験に合格している者 ☐ アクチュアリー資格試験に合格している者 ☐ 特許発明の発明者 ☐ 登録意匠の創作者 ☐ 登録品種の育成者 ☐ 農林水産業・鉱工業・機械・電気・土木・建築の技術者 ☐ システムエンジニア ☐ デザイナー ☐ システムコンサルタント	開始の日	完了の日	特定有期業務の期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	様式第1号 第一種計画認定・変更申請書 労働局長殿 年 月 日 1 申請事業主 <table border="1"> <tr> <td>名称・氏名</td> <td>代表者職氏名 (法人の場合)</td> <td>電話番号 ()</td> </tr> <tr> <td>住所・所在地</td> <td colspan="2">平(-)</td> </tr> </table> 2 特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日 (1) 内容 <table border="1"> <tr> <td>業務の内容</td> <td>業務が行われる主な事業場の名称：()</td> </tr> <tr> <td>必要とする専門的知識等</td> <td> ☐博士の学位 ☐公認会計士 ☐医師 ☐歯科医師 ☐獣医師 ☐弁護士 ☐一級建築士 ☐税理士 ☐薬剤師 ☐社会保険労務士 ☐不動産鑑定士 ☐技術士 ☐弁理士 ☐ITストラテジスト又はシステムアナリストの資格試験に合格している者 ☐アクチュアリー資格試験に合格している者 ☐特許発明の発明者 ☐登録意匠の創作者 ☐登録品種の育成者 ☐農林水産業・鉱工業・機械・電気・土木・建築の技術者 ☐システムエンジニア ☐デザイナー ☐システムコンサルタント </td> </tr> </table> (2) 開始及び完了の日 <table border="1"> <tr> <th>開始の日</th> <th>完了の日</th> <th>特定有期業務の期間</th> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> 3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容 ☐教育訓練を受けるための有給休暇又は長期休暇の付与（労働基準法第39条の年次有給休暇を除く） ☐始業及び終業時刻の変更 ☐勤務時間の短縮 ☐その他能力の維持向上を自主的に図るための時間の確保に関する措置（学会参加を含む） ☐受講料などの金銭的援助 ☐その他職業能力開発を支援するための教育訓練に係る費用の助成 ☐教育訓練の実施（事業主以外の機関等の施設により行われる教育訓練の受講を含む） ☐職業能力検定の実施（他の事業主等が行う職業能力検定の受検を含む） ☐業務の遂行に必要な技能及び知識の内容等に関する情報の提供、相談の機会の確保その他の援助 () (記入上の注意) 1. 「2（1）内容」の「必要とする専門的知識等」の欄は、該当する専門的知識等の口をチェックして下さい。 2. 「3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の口をチェックして下さい。 (添付書類) 1. 「3 第一種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料（例：職業能力開発計画、労働契約書の雛形、就業規則等） 2. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。	名称・氏名	代表者職氏名 (法人の場合)	電話番号 ()	住所・所在地	平(-)		業務の内容	業務が行われる主な事業場の名称：()	必要とする専門的知識等	☐ 博士の学位 ☐ 公認会計士 ☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 獣医師 ☐ 弁護士 ☐ 一級建築士 ☐ 税理士 ☐ 薬剤師 ☐ 社会保険労務士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 技術士 ☐ 弁理士 ☐ ITストラテジスト又はシステムアナリストの資格試験に合格している者 ☐ アクチュアリー資格試験に合格している者 ☐ 特許発明の発明者 ☐ 登録意匠の創作者 ☐ 登録品種の育成者 ☐ 農林水産業・鉱工業・機械・電気・土木・建築の技術者 ☐ システムエンジニア ☐ デザイナー ☐ システムコンサルタント	開始の日	完了の日	特定有期業務の期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日
名称・氏名	代表者職氏名 (法人の場合)	電話番号 ()																															
住所・所在地	平(-)																																
業務の内容	業務が行われる主な事業場の名称：()																																
必要とする専門的知識等	☐ 博士の学位 ☐ 公認会計士 ☐ 要師 ☐ 歯科医師 ☐ 獣医師 ☐ 弁護士 ☐ 一級建築士 ☐ 税理士 ☐ 薬剤師 ☐ 社会保険労務士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 技術士 ☐ 弁理士 ☐ ITストラテジスト又はシステムアナリストの資格試験に合格している者 ☐ アクチュアリー資格試験に合格している者 ☐ 特許発明の発明者 ☐ 登録意匠の創作者 ☐ 登録品種の育成者 ☐ 農林水産業・鉱工業・機械・電気・土木・建築の技術者 ☐ システムエンジニア ☐ デザイナー ☐ システムコンサルタント																																
開始の日	完了の日	特定有期業務の期間																															
年 月 日	年 月 日	年 月 日																															
名称・氏名	代表者職氏名 (法人の場合)	電話番号 ()																															
住所・所在地	平(-)																																
業務の内容	業務が行われる主な事業場の名称：()																																
必要とする専門的知識等	☐ 博士の学位 ☐ 公認会計士 ☐ 医師 ☐ 歯科医師 ☐ 獣医師 ☐ 弁護士 ☐ 一級建築士 ☐ 税理士 ☐ 薬剤師 ☐ 社会保険労務士 ☐ 不動産鑑定士 ☐ 技術士 ☐ 弁理士 ☐ ITストラテジスト又はシステムアナリストの資格試験に合格している者 ☐ アクチュアリー資格試験に合格している者 ☐ 特許発明の発明者 ☐ 登録意匠の創作者 ☐ 登録品種の育成者 ☐ 農林水産業・鉱工業・機械・電気・土木・建築の技術者 ☐ システムエンジニア ☐ デザイナー ☐ システムコンサルタント																																
開始の日	完了の日	特定有期業務の期間																															
年 月 日	年 月 日	年 月 日																															

様式第7号

第二種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名		代表者職氏名 (法人の場合)	
住所・所在地	〒(-)		電話番号 ()

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- ☐ 高齢者雇用等推進者の選任
☐ 職業訓練の実施
☐ 作業施設・方法の改善
☐ 健康管理、安全衛生の配慮
☐ 職域の拡大
☐ 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
☐ 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
☐ 勤務時間制度の弾力化

3 その他

- ☐ 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
☐ 65歳以上への定年の引き上げ
☐ 継続雇用制度の導入

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の□にチェックして下さい。
 2. 「3 その他」は、該当する□はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例: 契約書の雛形、就業規則等)
 2. 高齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(例: 就業規則等)
 3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

様式第7号

第二種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名		代表者職氏名 (法人の場合)	
住所・所在地	〒(-)		電話番号 () FAX番号 ()

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容

- ☐ 高齢者雇用等推進者の選任
☐ 職業訓練の実施
☐ 作業施設・方法の改善
☐ 健康管理、安全衛生の配慮
☐ 職域の拡大
☐ 職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備
☐ 職務等の要素を重視する賃金制度の整備
☐ 勤務時間制度の弾力化

3 その他

- ☐ 高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。
☐ 65歳以上への定年の引き上げ
☐ 継続雇用制度の導入
☐ 希望者全員を対象
☐ 経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用
 (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号)附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の□にチェックして下さい。
 2. 「3 その他」は、該当する□はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料(例: 契約書の雛形、就業規則等)
 2. 高齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料(就業規則等(経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書(複数事業所を有する場合は本社のみで可。))を含む。))
 3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。